

(案)

多摩国有林の地域別の森林計画書

(多摩森林計画区)

計画期間 自 平成23年 4月 1日
至 平成33年 3月31日

関 東 森 林 管 理 局

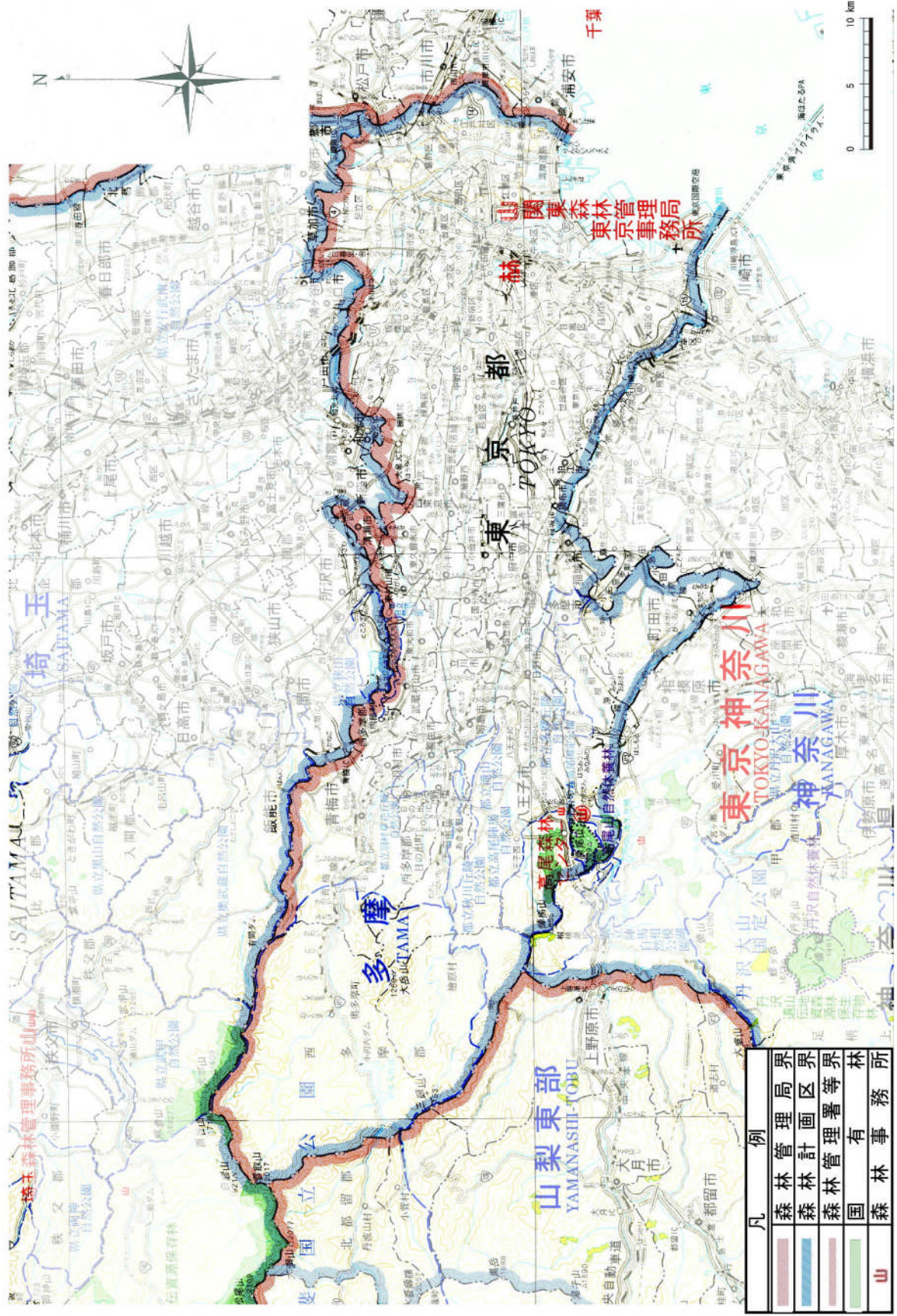
この国有林の地域別の森林計画は、森林法（昭和26年法律第249号）第7条の2に基づき、法第4条第1項の全国森林計画に即して関東森林管理局長がたてた、森林計画区別の国有林についての森林の整備及び保全に関する計画である。

この計画の計画期間は、平成23年4月1日から平成33年3月31日までの10年間である。

（利用上の注意）

- ① 総数と内訳の数値の計が一致しないのは、単位未満の四捨五入によるものである。
- ② 0は、単位未満のものである。
- ③ -は、該当がないものである。

多摩森林計画区の位置図



目 次

I	計画の大綱	1
1	自然的、社会経済的背景と森林計画区の位置付け	1
(1)	位置及び面積	1
(2)	自然的背景	1
(3)	社会経済的背景	2
2	計画樹立に当たっての基本的な考え方	4
II	計画事項	6
1	計画の対象とする森林の区域	6
2	森林の整備及び保全に関する基本的な事項	7
(1)	森林の有する機能別の森林の所在及び面積	7
(2)	森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	7
3	伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項	11
(1)	森林の立木竹の伐採に関する基本的事項	11
(2)	伐採立木材積	13
(3)	その他森林の立木竹の伐採に関する必要な事項	13
4	造林面積その他造林に関する事項	14
(1)	造林に関する基本的事項	14
(2)	人工造林及び天然更新別の造林面積	15
(3)	その他造林に関する必要な事項	15
5	間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項	16
(1)	間伐及び保育に関する基本的事項	16
(2)	間伐立木材積	17
(3)	その他間伐及び保育に関する必要な事項	17
6	公益的機能別施業森林の整備に関する事項	18
(1)	公益的機能別施業森林の区域	18
(2)	公益的機能別施業森林区域内における施業の方法	18
7	林道その他林産物の搬出に関する事項	19
(1)	林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	19
(2)	開設又は拡張すべき林道等の種類別及び箇所別の数量等	19
(3)	更新を確保するための林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	19

8	森林施業の合理化に関する事項	20
(1)	林業に従事する者の養成及び確保	20
(2)	林業機械の導入の促進	20
(3)	作業道等の整備	20
(4)	林産物の利用促進のための施設の整備	20
9	森林の土地の保全に関する事項	21
(1)	樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	21
(2)	森林の土地の保全のための林産物の搬出方法を特定する森林及びその搬出法	21
(3)	土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	21
10	保安施設に関する事項	22
(1)	保安林として管理すべき森林の種類別面積等	22
(2)	保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	22
(3)	実施すべき治山事業の数量	22
11	その他必要な事項	23
(1)	法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	23
(2)	森林の保護及び管理	23
別表1	森林の有する機能別の森林の所在及び面積	24
別表2	計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	26
別表3	伐採立木材積	26
別表4	人工造林及び天然更新別の造林面積	26
別表5	公益的機能別施業森林の区域	27
別表6	開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等	28
別表7	樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	29
別表8	保安林として管理すべき森林の種類別面積等	30
別表9	実施すべき治山事業の数量	31
別表10	法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	32
別表11	保安林の指定施業要件	34
別表12	保安林の種類別の伐採方法	36
別表13	自然公園区域内における森林の施業	37
別表14	原生自然環境保全地域等の森林の施業	38

I 計画の大綱

1 自然的、社会経済的背景と森林計画区の位置付け

(1) 位置及び面積

当計画区は、東京都のうち島嶼部を除く全域であり、東は千葉北部森林計画区及び東京湾、西は山梨東部森林計画区、南は神奈川森林計画区、北は埼玉森林計画区に接し、23特別区26市3町1村を包括している。

計画の対象となる国有林は、八王子市の高尾山周辺地域に所在している。

当計画区の総面積は178千ha、森林面積は53千haで、うち国有林は1千haあり森林面積の2%にあたる。

(2) 自然的背景

ア 地勢

(ア) 山系

当計画区の主な山系は、計画区西部に秩父山地の一部である奥多摩の山岳地域とこれに連なる多摩丘陵の低山地域があり、東部には武蔵野台地、関東平野が広がっている。

国有林が所在する高尾地域では、北より景信山(727m)、小仏峠(548m)を経て高尾山(599m)に連なっており、地形は、やや急峻である。

高尾山は、東京都でも自然が残されているシンボリック的存在であり、年間を通して多くの市民が憩いの場として訪れている。また、多種多様な植物種もあり、自然環境の保全、生活環境の保全等が期待されている地域でもある。

(イ) 水系

高尾地域の水系は、陣場山(854m)を源とする北浅川、小仏峠を源とする小仏川と高尾山を源とする案内川が合流し南浅川となる両河川の集水域にあたり、多摩川に合流した後、関東平野を潤し東京湾に注いでいる。

国有林は、これら河川の源流部に位置しており、良質な水を育む水源地として重要な役割を果たしている。

イ 地質及び土壌

(ア) 地質

高尾地域は、中生代白亜紀の地層である小仏層群が分布し、主な基岩は、砂岩、粘板岩及びこれらの互層からなる。

また、東部の武蔵野台地及び関東平野には、新生代第四紀の関東ローム層が広く分布している。

(イ) 土壌

高尾地域の土壌は、主に褐色森林土であり、局所的に関東ローム層を母材とする黒色土が見られる。

また、褐色森林土のうちでも林木の生育にてきた適潤性褐色森林土が最も広く分布している。また、尾根筋、山腹上部には、乾燥の度合いが高い乾性褐色森林土、適潤性褐色森林土偏乾亜型が分布している。

ウ 気候

当計画区の年平均気温は平野部が約17℃で比較的温暖である。年間降水量は平野部で約1,500mm、山間部では約1,600mmであり我が国の平均降雨量に近い状態である。高尾山周辺は太平洋型気候域の内陸性気象の影響が高く、都市部に比較して緑地が多いため気温も低くなっている。

エ 森林の概況

当計画区の国有林は8割以上がスギ、ヒノキを主体とする人工林である。また、冷温帯と暖温帯の境界にあり、古くから保護されてきた高尾山には多くの種の動植物が生息・生育している。カシ類等の常緑広葉樹やイヌブナ、コナラ等の落葉広葉樹、モミ、ツガ等の針葉樹など、都市近郊でありながらその植生は非常に豊かである。

国有林は都市近郊という地理的条件から、多くの人に四季折々の景観を見せるなど、森林は生活環境の保全及び景観形成上重要な位置を占めている。

人工林及び天然林の概況は以下のとおりである。

(ア) 人工林

国有林における人工林面積は約1千haで、森林面積の84%を占め、樹種別にはスギ47%、ヒノキ46%、アカマツ1%、その他5%となっている。

齢級別にみるとⅠ～Ⅳ齢級の幼齢林が全体の7%、Ⅴ～Ⅷ齢級が19%、Ⅸ齢級以上が74%となっており、高齢級の林分が多くなっている。

これらの人工林については森林の有する各機能の維持向上のため、健全な森林状態を維持することが求められている。

(イ) 天然林

天然林の面積は約2百haで、森林面積の16%を占める。

当計画区の天然林は主に高尾山周辺と小下沢地区にあり、ほとんどは針広混交林である。針葉樹はモミ類が多く、広葉樹はブナ、カシ類が多い。

(3) 社会経済的背景

ア 人口及び産業別就業状況等

当計画区の人口は1,304万人で、東京都人口のほとんどを占めている。

産業別の就業者割合は、第1次産業が1%に満たず、第2次産業が22%、第3次産業が77%で、県平均と比べ第1次及び第2次産業の割合は低く第3次が高くなっている。

イ 土地の利用状況

当計画区では、総面積の約30%が森林であり、その割合は低いものの都民の水がめとしての水源のかん養機能をはじめ、生活環境や生物多様性の保全等重要な位置を占めていることがうかがえる。また、宅地等が61%、農耕地は9%となっている。

ウ 交通網

当計画区の交通は、鉄道については東海道・上越・長野・東北等の各新幹線が東京と地方都市を結んでおり、都内はJR山手線・中央線をはじめとする鉄道網の他、多くの私鉄線や地下鉄道があり鉄道交通は高度に発達している。

道路では首都高速・外環道が整備され、そこから東名・中央・関越・東北・常磐自動車道等の高速道路が各地方に延びており、都内には一般国道、都道などの整備も進んでいる。

このほか空路、海路についても羽田空港や東京湾が整備されており、当計画区における交通網は全国的に特に発達した地域である。

エ 地域産業の概況

第1次産業は産業別生産額で非常に少ないが、都市地域、山村地域において、それぞれの地域特性と市場に近接している有利性を生かして供給されている。

第2次産業は鉱業、建設業、製造業は約2割程度を占めるが、近年大きく縮小傾向にある。

第3次産業、中でもサービス業は近年高い伸び率となっており、生産額は多く当計画区の産業の主体となっている。

オ 林業・林産業の概況

当計画区の西部山岳地帯は秩父多摩甲斐国立公園に指定されているが、これに続く中流部の山林はスギ・ヒノキを中心とした人工林化が進み、古くから「青梅林業地」として集約的な林業が行われてきた地域であり、現在は多摩産材認証制度等の取り組みなどで地域材の利用促進に取り組んでいる。一方、近年は奥多摩町などの多摩西部の森林で、著しく増加したニホンジカによる苗木の食害や立木の皮剥ぎ被害が増加傾向にあり、公益的機能の低下が危惧されている。

当計画区では6森林組合が合併し1組合になり、基盤強化を図りながら地域の森林整備の推進に重要な役割を果たしている。また、原木流通の拠点として木材センターが多摩地区で稼働している。

製材工場は江東区の新木場地区に集中しており南洋材を中心に加工してきたが、原産国の厳しい輸出規制で転換を迫られている。多摩地区の工場は地元材を中心に製材し周辺地域に出荷しているが、規模は小さい工場がほとんどである。

特用林産物は主に生シイタケをはじめとするキノコ類、木炭、薪等が生産されている。

しかし、農山村の若年労働力の他産業への流出等による過疎化、高齢化に伴い、林業従事者も減少してきており、さらに木材価格の長期低迷等により、林業・林産業のおかれている環境は厳しいものとなっている。

2 計画樹立に当たっての基本的な考え方

国有林は、木材等の林産物の供給、水源のかん養、山地災害の防止等の機能の発揮を通じて、国民生活と深く結びついてきたところであるが、近年、これらに加えて、保健・文化・教育的な利用の場の提供、良好な生活環境の保全等の機能の発揮や地球温暖化の防止、生物多様性の保全等への寄与等、森林の持つ多面的機能への期待が高まっており、国民の要請は高度化・多様化してきている。

このような国民の期待の高まりに応え、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を確保していくため、生態系としての森林という認識のもと、持続可能な森林経営の一層の推進に努めることが重要な課題となっており、この課題に答えていくため、次に示す基本的な考え方に沿って、民有林関係者との緊密な連絡調整を図りつつ、森林の整備・保全を進めることとする。

(1) 水土保持機能の発揮

当地区から流れる北浅川・南浅川は合流し浅川となるが、関東平野に流れる河川の中では比較的傾斜が急で、過去に度々氾濫を起こして流路を変えてきた。また、多摩川と合流し1,200万人の都民の重要な水源となっている。このようなことから保安林の適切な管理保全施設の適切な配置など、山地災害等の防止対策、並びに、人工林における抜き伐り等により下層植生の生長を促し、水源かん養機能を高めるための森林整備を講じ、森林の保全の確保を図る。

(2) 生物多様性の保全

高尾山とその周辺は「明治の森高尾国定公園」指定されている。770haと最も小さな国定公園だが、153科1,300種類に及ぶ高等植物が生育しているほか、昆虫の種類も多いことで知られている。

当計画区の人工林率は非常に高く、天然林は尾根筋や沢沿いに点在している状況だが、良好な自然環境を維持しているため、野生生物の生息・生育地として重要であることから森林生態系の維持、保全を基本とした適切な管理を行う。

(3) 生活環境の保全及び保健・文化・教育的な利用の場の提供

市街化の発展に伴い森林や自然環境が著しく減少している東京都において、わずかではあるが都市近郊林として残された高尾山周辺の国有林は、年間200万人を超える利用者が足を踏み入れており、日常的に発揮される人間の精神的、肉体的健康の維持増進に寄与する効用、騒音防止、気象緩和等人間の居住環境、生活環境を良好な状態に保全する諸効用がある。

また、国有林の全域が「明治の森高尾国定公園」または「高尾陣馬都立自然公園」に指定されており、生活に密着したふれあいの場、四季折々の森林景観を提供する場、ボランティアなどが森林づくりに参加する場等として、今後とも森林の総合利用を進める。

(4) 林産物の供給

ほぼ全域がスギ、ヒノキを中心とした人工林地帯となっている当計画区は、木材資源の質的向上と水土保持機能をより高めるため、若齢林に加え、高齢林についても間伐等を適

切に実施する。

(5) 地球温暖化の防止等

森林は二酸化炭素の吸収源、貯蔵庫として重要な役割を果たしており、京都議定書目標達成計画において定められた森林吸収量の目標の確保に向けて、間伐等の森林整備を着実に実施する。また、花粉症対策として無花粉スギ等への樹種転換を図るなど、国民のニーズを踏まえた多様な森林資源の整備を推進する。

Ⅱ 計画事項

1 計画の対象とする森林の区域

市町村別面積

単位 面積：ha

区 分		面 積	備 考
総 数		1,182.70	
市 町 村 別 内 訳	八 王 子 市	1,182.70	

- (注) 1 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の国有林とする。
2 森林計画図の縦覧場所は、関東森林管理局計画課、東京事務所及び東京神奈川森林管理署とする。

2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の有する機能別の森林の所在及び面積

森林の有する機能別の森林の所在及び面積については、別表1のとおり定める。
なお、各機能の定義は次のとおりである。

- ア 水源かん養機能
水資源を保持し渇水を緩和するとともに洪水流量等を調節する機能
- イ 山地災害防止機能
自然現象等による土砂崩壊、土砂流出等の山地災害の発生、その他表面浸食等山地の荒廃を防止し、土地を保全する機能
- ウ 生活環境保全機能
生活環境の悪化を防止し、快適な生活環境を保全・形成する等の機能
- エ 保健文化機能
保健・文化及び教育活動に寄与する機能及び自然環境を保全・形成する等の機能
- オ 木材等生産機能
木材等森林で生産される資源を培養する機能

(2) 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

- ア 森林の整備及び保全の目標
当計画区内の森林のおかれている自然的・社会的・経済的諸条件からみて、森林の有する水源かん養、山地災害防止、生活環境保全、保健文化及び木材等生産の各機能について、特にその機能を高度に発揮させる必要のある森林の機能発揮の上から望ましい森林資源の姿は次のとおりである。
 - (ア) 水源かん養機能
下層植生の発達と樹木の根の発達等により、水を蓄える孔隙に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
 - (イ) 山地災害防止機能
下層植生が生育するための空間と光環境が確保され、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
 - (ウ) 生活環境保全機能
大気の浄化、騒音や風を防ぐなど良好な生活環境を保全するために、樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されている森林

(エ) 保健文化機能

原生的な自然環境を構成し、学術的に貴重な動植物の生息、生育に適している森林、街並み、史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林又は身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林

(オ) 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高く二酸化炭素の固定能力が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

イ 森林整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、前述の「森林の整備及び保全の目標」を基本とし、各機能の高度発揮を図るため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進することとする。

具体的には、森林の有する各機能の高度発揮を図るため、併存する機能の発揮に配慮しつつ、重視すべき機能に応じた整備及び保全を行う観点から、森林を、地域の特性、森林資源の状況並びに森林に関する自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案のうえ、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、水源かん養機能又は山地災害防止機能を重視する「水土保持林」、生活環境保全機能又は保健文化機能を重視する「森林と人との共生林」及び木材等生産機能を重視する「資源の循環利用林」に区分する。

この区分を踏まえ、育成単層林における保育・間伐の積極的な推進、針広混交林化、広葉樹林化の推進、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の整備、天然生林的確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策や森林病虫害、野生鳥獣被害の防止対策の推進、スギ等の花粉発生の抑制対策の推進等を行い、重視すべき機能に応じた多様な森林資源の整備及び保全を図ることとする。

(ア) 水土保持林

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林であり、水源かん養機能の発揮を重視すべき森林又は土砂の流出、土砂の崩壊の防備、その他災害の防備のための森林で山地災害防止機能の発揮を重視すべき森林を「水土保持林」に区分し、災害に強い国土基盤の形成、又は良質な水の安定供給を確保する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、水源かん養又は山地災害防止の機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進するとともに、必要に応じて、保安林の指定や山地災害を防ぐ施設の整備を推進することとする。

具体的には、樹根及び表土の保全に留意し、林木の旺盛な成長を促進しつつ、下層植生の発達を確保するため、適切な間伐・保育等を促進するとともに、高齢級の森林への

誘導や伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を図ることとし、必要に応じて山地災害を防ぐ施設を整備することを基本とする。

また、ダム等の利水施設上流部や集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、水源のかん養や土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等に必要なる谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

(イ) 森林と人との共生林

国民の日常生活等に密接な関わりを持つ里山等の森林で、風、霧、騒音、粉塵等の影響を緩和し、気温や湿度を調整する等地域の快適な生活環境の保全に資する等生活環境保全機能の発揮を重視すべき森林、又は地域の生態系や生物多様性の保全に不可欠な森林、優れた自然景観等を形成する森林、国民の保健・文化・教育的利用に適した森林等の保健文化機能の発揮を重視すべき森林を「森林と人との共生林」に区分し、生物多様性の保全や森林とのふれあいを通じた森林と人間との共生を図る観点から、生活環境保全又は保健文化機能の維持増進を特に図るための森林施業や森林の適切な保全を推進することとする。

具体的には、森林の構成を維持し、樹種の多様性を推進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業を推進するとともに、生活環境の保全、保健・風致の保存等のため保安林の指定やその適切な管理、野生動植物のための回廊の確保にも配慮した生態系としての重要な森林の適切な保全、防風や景観の創出等生活環境の保全に重要な役割を果たしている森林の保全を推進することとする。

(ウ) 資源の循環利用林

国民の生活に不可欠であり、再生可能資源としての重要性が高まりつつある木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、上記2つの区分以外の森林を「資源の循環利用林」に区分し、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の木材を生育させるための適切な造林、保育及び間伐の実施を推進することとする。

(エ) 対象面積

単位：ha

区 分	対 象 森 林
総 数	1, 1 8 3
水 土 保 全 林	1 8 1
森林と人との共生林	9 0 8
資源の循環利用林	9 4

ウ 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等については、別表2のとおり定める。

3 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項

(1) 森林の立木竹の伐採に関する基本的事項

ア 立木の標準伐期齢

標準伐期齢は樹種ごとに平均成長量が最大となる年齢を基準として、次のとおり定める。

単位：年

地 区	樹 種				
	ス ギ	ヒ ノ キ	マ ツ 類	そ の 他 針 葉 樹	そ の 他 広 葉 樹
全 域	40	50	35	60	25

(注) 広葉樹(その他)は、薪炭材、パルプ用チップ原木、食用きのこ原木等に供されるもの。

イ 立木の伐採(主伐)の標準的な方法

(ア) 育成単層林施業

育成単層林施業にあつては、気候、地形、土壌等自然的条件、林業技術体系等からみて、人工造林又はぼう芽更新により高い林地生産力が期待される森林及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意のうえ実施することとする。

- a 自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所あたりの伐採面積の規模及び伐採面積の分散に配慮することとする。1箇所当たりの伐採面積は、法令等により制限を受けている森林及び水土保持林に区分された森林にあつては、おおむね5ha以下(法令等により1箇所当たりの伐採面積が5ha以下で指定されている場合は、その制限の範囲内)とし、それ以外の森林にあつては、おおむね20ha以下(天然更新を行う場合はおおむね10ha以下)とする。ただし、分収造林等の契約に基づく森林は契約内容による。
- b 連続して伐区を設けようとする場合は、隣接新生林分がおおむねうっ閉した後に設けることとする。
- c 水土保持林については、森林の面的広がりやモザイク的配置を考慮することとする。
- d 林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等の観点から、必要に応じて保護樹帯の設定や伐区の形状にも配慮することとする。
- e 利用径級に達しない有用樹種であつて、形質の優れているものが生育している場合は努めて保残することとする。
- f 主伐の時期については、公益的機能の発揮との調和に配慮しつつ、木材等資源の安定的かつ効率的な循環・利用を考慮して、多様化、長期化を図ることとし、生産目標に応じた林齢で伐採することとする。
- g 天然更新を行う場合は、確実な更新を確保するため、伐区の形状、母樹の保残、樹種の特性等について配慮するとともに、伐採に当たっては、稚樹の生育状況及び種子の結実状況等を勘案して、適切な時期を選定することとする。

(イ) 育成複層林施業

育成複層林施業にあつては、気候、地形、土壌等自然的条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意のうえ実施することとする。なお、主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととする。また、立地条件、下層木の生育条件等を踏まえ、帯状又は群状の伐採等の効率的な施業の実施についても考慮することとする。

a 択伐

- ・ 樹種構成、林木の成長、生産材の期待径級等を勘案するとともに、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう配慮することとし、伐採率は30%（人工林にあつては40%以内、また、法令等による制限のある場合はその範囲内）とする。
- ・ 群状・帯状択伐を行う場合の一伐採群及び帯の大きさは0.05ha未満とする。
- ・ 伐採・搬出に当たっては、下木の損傷の回避に努めることとする。
- ・ 伐採時期は、稚樹の生育状況及び種子の結実状況を勘案して、適切な時期を選定する。
- ・ 確実な天然下種更新を図るため、種子の結実や散布状況、稚樹の生育状況、母樹の保残等に配慮することとする。

b 漸伐

- ・ 伐採箇所は、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮することとする。1箇所当たりの伐採面積は、法令等により制限を受けている森林にあつては、おおむね5ha以下（法令等により1箇所当たりの伐採面積が5ha以下で指定されている場合は、その制限の範囲内）とし、それ以外の森林にあつては、おおむね10ha以下とする。
- ・ 林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等の観点から、必要に応じて保護樹帯の設定や伐区の形状にも配慮することとする。
- ・ 伐採率はおおむね70%以下とし、稚幼樹、高木性樹種の中小径木の育成及び母樹の保残を図ることとする。ただし、水土保持林及び森林と人との共生林にあつては、山地災害防止機能、水源かん養機能、生活環境保全機能等を維持増進させる必要があるため、伐採率はおおむね50%以内とする。
- ・ 伐採・搬出に当たっては、下木の損傷の回避に努めることとする。
- ・ 伐採時期は、稚樹の生育状況及び種子の結実状況を勘案して、適切な時期を選定する。
- ・ 天然更新を行う場合は、確実な更新を確保するため、種子の結実や散布状況、稚樹の生育状況、母樹の保残等に配慮することとする。

c 複層伐

- ・ 適切な伐採区域の形状、伐採箇所の分散に配慮することとする。伐採面積は、法令等により制限を受けている森林で伐採面積の上限が設けられている場合は、その制限の範囲内とする。

- ・ 伐採率は、植栽される下層木の良好な生育環境の確保及び林床植生の生育を抑制する観点から、適正な林内相対照度（40～50％）を確保するため、40～60％を目安とする。
- ・ 上木の伐採・搬出に当たっては、下木の損傷の回避に努めることとする。

(ウ) 天然生林施業

天然生林施業にあつては、気候、地形、土壌等自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することよりの確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に考慮のうえ実施することとする。

- 主伐については、(ア) 及び (イ) の留意事項によることとする。
- 国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要のある森林については、その目的に応じて適切な施業を行うものとする。

(エ) 生産目標別の主伐の時期

当計画区における樹種別、生産目標別の主伐の時期は次表のとおりとする。

地 区	樹 種	標 準 的 な 施 業 体 系			主伐の時期 (年)
		生 産 目 標	仕 立 方 法	期待径級 (cm)	
全 域	ス ギ	柱 材	中 仕 立	18～20	45
		一 般 建 築 材	〃	22～26	45
		造 作 材	〃	30以上	90
	ヒ ノ キ	芯 持 柱 材	〃	18～20	55
		一 般 建 築 材	〃	22～24	55
		造 作 材	〃	28以上	90
マ ツ	一 般 建 築 材	〃	22～24	50	

(オ) その他

保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第7条の2に規定されている森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うとともに、森林生産力の維持増進が図られる施業方法によることとする。

(2) 伐採立木材積

伐採立木材積については、別表3のとおり計画する。

(3) その他森林の立木竹の伐採に関する必要な事項

主伐を見合わせるべき立木の樹種ごとの年齢は、次のもの以下とする。

単位：年

地 区	樹 種					
全 域	ス ギ	ヒ ノ キ	カラマツ	マ ツ 類	その他 針葉樹	その他 広葉樹
	25	25	25	25	35	10

(注) ただし、次の森林は除く。

- 保安林、保安施設地区内の森林、森林法施行規則第7条の2に掲げる森林であつて伐採について禁止され、又は伐採の年齢につき制限をうけているもの
- 試験研究の目的に供している森林その他これに準ずる森林

4 造林面積その他造林に関する事項

(1) 造林に関する基本的事項

ア 造林樹種

(ア) 人工造林をすべき樹種

適地適木を旨とし、林地の気候、地形、土壌等自然条件、既往造林地の成林状況、地域における経済的条件等を勘案し、スギ、ヒノキ等の針葉樹のほか、地域に応じた高木性の広葉樹とする。

(イ) 天然更新補助作業の対象樹種

高木性の樹種とする。

イ 造林の標準的な方法

(ア) 人工造林の植栽本数

次表を目安として、生産目標や森林の諸機能の発揮に対する社会的要請、既往の施業体系、地位等の立地条件、残存木の配置状況等を勘案し決定する。

単位：本/ha

スギ	ヒノキ
3,000	3,000

(注) 1 複層林施業における下木の植栽本数は、上記本数に伐採率を乗じて得られる本数を目安とし、上層木の配置状況等を勘案し決定する。

2 針広混交林へ誘導する場合にあっては、関係法令を遵守のうえ、保残木や高木性樹種の天然稚幼樹の発生状況等を考慮した本数とする。

(イ) その他人工造林の標準的な方法

a 地ごしらえ

植生、地形、気象等の立地条件、保残木や末木枝条の残存状況及び予定する植栽本数等に応じた適切な作業方法を採用する。

b 植付け

気象条件及び苗木の生理に配慮しつつ、苗木の適正な管理を行うとともに、適期作業に徹し、確実な活着と旺盛な成長が期待出来るよう実施する。

なお、植栽時期は原則として、春植えとする。

(ウ) 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新箇所について、確実な更新を図るために更新補助作業を行う場合は、次によることとする。

a 地表処理

ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新のための種子の着床、稚樹の発生、生育が阻害されている箇所について、かき起こし、枝条整理等の作業を行い、種子の着床と稚樹の発生及び生育の促進を図ることとする。

b 刈出し

発生した稚樹の生育が、ササなどの植生の繁茂によって阻害されている箇所について、稚樹の周囲の刈払いを行い、稚樹の生育の促進を図ることとする。

c 植込み

適期に更新状況を確認し、更新が不十分な箇所について、前述の「天然更新補助作業の対象樹種」に基づき、現地の実態に応じた必要な本数の植込みを行うこととする。

d 芽かき

ぼう芽更新の場合、一つの株から発生した複数のぼう芽は、必要に応じて芽かきを行うこととする。

ウ 伐採跡地の更新すべき期間

伐採跡地の更新すべき期間は、公益的機能の維持や早期回復を図るため、皆伐を行い人工造林によるものについては原則として、伐採後2年以内とする。

また、人工林択伐を実施する場合は、伐採後5年以内とし、天然更新による場合、更新が完了していないと認められるときには、植栽により確実な更新を図ることとする。

(2) 人工造林及び天然更新別の造林面積

人工造林及び天然更新別の造林面積については、別表4のとおり計画する。

(3) その他造林に関する必要な事項

育成複層林施業導入面積

単位 面積：ha

区 分	面 積
総 数	3 5 1

注)「育成複層林施業導入」とは、人為により複数の樹冠層を構成する森林として成立させる施業（下層植栽、更新補助作業、除伐等の保育作業、間伐）を初めて行うことである。

5 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐及び保育に関する基本的事項

ア 間伐の標準的な方法

間伐開始の時期は、林分が閉鎖して林木相互間に競争による優劣が生じた時期とする。
また、間伐の繰り返し期間は下表のとおりおおむね10年を目安とし、間伐率や樹冠が閉鎖する期間等を考慮し、時期を失することのないよう適切に実施することとする。

樹 種	施 業 体 系	間 伐 時 期 (年)					間伐の方法
		初 回	2回目	3回目	4回目	5回目	
ス ギ	一般建築材	25～30	35～40	—	—	—	○ 選木は、林分構成の適正化等を図るため立木の配置を基準として、残存木の質的向上に留意しつつ利用面・効率面も考慮し単木或いは列状により行うこととする。 ○ 間伐率は、おおむね20～35%とする。
	造 作 材	25～30	35～40	45～50	55～60	65～70	
ヒ ノ キ	一般建築材	30～35	40～45	—	—	—	
	芯 持 柱 材	30～35	40～45	—	—	—	
	造 作 材	30～35	40～45	50～55	60～65	70～75	
カラマツ	一般建築材	25～30	35～40	—	—	—	
	造 作 材	25～30	35～40	45～50	55～60	—	
マ ツ 類	一般建築材	30～35	40～45	—	—	—	
	造 作 材	30～35	40～45	50～55	55～60	—	

イ 保育の標準的な方法

下刈、つる切、除伐の保育については、次表により現地の実態に即した、適期作業の実行に努め、林木の健全な生育を促進することとする。

保育の種類	樹種	実施林齢														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
下刈	スギ	△	○	○	○	○	△									
	ヒノキ	△	○	○	○	○	○									
つる切	スギ							←	△	→		←	△	→		
	ヒノキ							←	△	→		←	△	→		
除伐	スギ								←	○	→		←	○	→	
	ヒノキ								←	○	→			←	○	→

(注) 1) △印は必要に応じて実行、←・→は実行時期の範囲を示す。

2) 実行に当たっては、次の点に留意することとする。

ア) 下刈終了時点の目安は、大部分の造林木が周辺植生高を脱し、造林木の生育に支障がないと認められる時点とする。

イ) 除伐の実行に当たっては、画一性を排し、将来の利用が期待される有用天然木の育成、林地の保全に配慮した適切な作業を行うこととする。

天然木の保育については、目的樹種特性、競合する植生の状態等現地の実態を十分考慮して適切に実施することとする。

(2) 間伐立木材積

間伐立木材積については、別表3のとおり計画する。

(3) その他間伐及び保育に関する必要な事項

森林吸収源対策を進めるため、育成林について、間伐及び保育を計画的かつ着実に実施することとする。

6 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域

ア 「水土保全林」の区域

水土保全林の区域については、別表5のとおり定める。

イ 「森林と人との共生林」の区域

森林と人との共生林の区域については、別表5のとおり定める。

ウ ア又はイのうち伐採方法その他の施業の方法を特定する必要がある森林の区域 該当なし

(2) 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法

ア 水土保全林の区域における施業の方法

水源かん養機能又は山地災害防止機能の維持増進を特に図るとともに、生物多様性の保全に資するため、伐採面積の縮小・分散及び伐期の長期化を図る。

具体的には、立地条件に応じて育成複層林施業を積極的に推進するほか、育成単層林施業にあつては、更新時に林地が裸地化する面積及び期間を縮小するため、森林の面的広がりやモザイク的配置に留意し、1箇所当たりの伐採面積の縮小、伐採箇所の分散及び伐採林齢の長期化を図ることとする。

また、複層状態の森林への誘導の際には広葉樹の導入による針広混交林化を図ることとする。

イ 森林と人との共生林の区域における施業の方法

生活環境保全機能又は保健文化機能の維持増進を特に図るため、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進する森林施業を推進する。

具体的には、自然環境の保全を最も重視すべき森林については、天然力の活用を基本とした天然生林施業を行うこととし、必要に応じ、植生の復元等を実施するほか、野生動植物の生息・生育地の減少及び分断を防ぐため、広域的な観点から森林の連続性に配慮した森林の確保を図ることとする。

また、森林とのふれあいや自発的な森林づくり活動の場、野生鳥獣との共存の場として利用される森林については、景観の向上に配慮した天然生林施業、郷土樹種を主体とする花木や広葉樹との混交も考慮に入れた育成複層林施業、人工林の有する景観美を維持するための育成単層林施業の推進等に努める。また、森林レクリエーション施設と一体となった快適な森林空間を創出する。

都市近郊や里山等地域住民の生活に密接な関わりを持つ森林については、択伐等による森林構成の維持を基本とした施業を継続的に実施するほか、樹種の選定や立木の密度等に配慮した保育、間伐等を積極的に行うこととする。

ウ ア又はイのうち伐採方法その他の施業の方法を特定する必要がある森林の区域における施業の方法 該当なし

7 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道の開設については、森林の整備及び保全の目標の実現を図るため、森林施業の効率的な実施に必要な林道について計画的な整備を促進することとしているが、当計画期間においては既設林道の拡張により効率的に実行できることから開設は計画しない。

(2) 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等については、別表6のとおり定める。

(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

該当なし

8 森林施業の合理化に関する事項

当計画区は西部山岳地帯を除く、中流部から下流部の森林は民有林、国有林ともスギ、ヒノキの人工林化が進んでいる。国有林においては人工林率が84%と高く、間伐適期林分のほか高齢の林分も充実しつつある。

森林施業の合理化については、地方公共団体、林業・木材産業関係者と緊密な連携を図りつつ、林業の担い手の育成強化、林業の機械化、国産材の産地体制の整備等に貢献する。

(1) 林業に従事する者の養成及び確保

当計画区における林業事業体は、林業労働者の減少、高齢化が進むなどその経営基盤は脆弱な状況にある。

このため、林業事業体の体質強化、高性能林業機械の開発・導入、林業労働者の就労条件の改善、労働安全衛生の確保等に関する一般林政施策の充実とあいまって、林業事業体の経営基盤の強化が図られ、優れた林業労働者の確保に資することができるよう、民有林関係者及び関係機関と連携を図りつつ、請負事業の計画的・安定的な実施、事業発注時期の公表、技術習得情報の提供等に努めることとする。

(2) 林業機械の導入の促進

森林施業の効率化及び労働強度を軽減し労働安全の確保を図るためには、高性能林業機械の導入が重要である。このため、民有林関係者と連携を図りつつ、現地検討会等を通じた高性能林業機械を含む機械作業システムの普及・指導、オペレーターを養成するための研修フィールドの提供に取り組むほか、路網の整備、発注に努め、林業事業体の高性能林業機械の導入の促進に寄与するよう努めることとする。

(3) 作業道等の整備

高性能林業機械を含む機械作業システムの導入を促進するとともに効率的な森林施業に資するため、林道、作業道及び作業路が有機的に連結するよう路網を整備するとともに、作業道については、近年の路網作設のための技術の向上も踏まえて、低コストで壊れにくい作業路の整備を推進することとする。

(4) 林産物の利用促進のための施設の整備

国産材の需要拡大を図っていくためには、民有林関係者と連携を図り、流通・加工コストの低減や安定供給体制の整備を図ることが重要であり、市場機能を活用し原木の安定供給に取り組むなど、計画的な木材の供給を通じてこれらを支援する。

9 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区については、別表7のとおり定める。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する森林及びその搬出方法

該当なし

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土石の切取り、盛土等土地の形質の変更に当たっては、林地の保全に十分に留意することとし、土地の形質変更の態様、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容等に留意して、その実施地区の選定を行うこととする。また、土石の切取り、盛土を行う場合には法勾配の安定を図り、必要に応じて法面保護のための緑化工、土留工等の施設の設置及び水の適切な処理のための排水施設等を設けることとし、その他の土地の形質の変更の場合には、その態様に応じて土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等、適切な保全措置を講ずるものとする。

10 保安施設に関する事項

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

保安林として管理すべき森林の種類別面積等については、別表8のとおり定める。

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

該当なし

(3) 実施すべき治山事業の数量

実施すべき治山事業の数量については、別表9のとおり定める。

11 その他必要な事項

(1) 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

法令により施業について制限を受けている森林の施業方法については、別表10のとおり定める。

(2) 森林の保護及び管理

ア 森林の保護及び管理の方針

山火事や廃棄物等の不法投棄による人為被害、ニホンジカによる獣害等については、森林被害の未然防止、早期発見による適切な対応策を講ずる観点から、森林の巡視、保護標識の設置等を重点的に行うこととする。

この場合、地域住民、消防等の関係機関との連携を図り、より効果的かつ適切な実施に努めることとする。

また、寒風害等の気象被害については、当該地域における過去の被害の発生状況、気象条件、地形等現地の実態に即した適切な施業方法等を選択することにより被害の未然防止に努めることとする。

イ 森林の巡視に関する事項

前記アの人為被害、天然被害の発生する恐れのある地域については、過去の入林者数の動向、被害の発生時期、気象状況等を踏まえ、より効果的かつ適切な巡視の実施に努めることとする。

ウ 森林の保護及び管理のための施設に関する事項

森林被害の防止の普及啓発を図るため、入林者数の動向、道路の整備状況及び過去における山火事等の森林被害の発生頻度を踏まえ、保護標識等の適切な設置に努めるとともに、森林の利用及び保護等に必要となる歩道等については、必要に応じて地元市町村等との連携を図り、効果的な整備を推進することとする。

別表1 森林の有する機能別の森林の所在及び面積

(1) 水源かん養機能

単位 面積：ha

市町村	森林の所在(林小班)	面積
総数		1,110.56
八王子市	201～204全 206い ₁ 、い ₂ 、ろ～ち、ぬ、わ 207い～は 208全、209全、212～221全、224～233全、235～254全	1,110.56

(2) 山地災害防止機能

単位 面積：ha

市町村	森林の所在(林小班)	面積
総数		343.81
八王子市	205い、ほ、と 232全、233全、238～240全、245～251全	343.81

(3) 生活環境保全機能

市町村	森林の所在(林小班)	面積
総数		651.26
八王子市	201～209全、224～233全、235～244全、252～254全	651.26

(4) 保健文化機能

単位 面積：ha

市町村	森林の所在(林小班)	面積
総数		1,182.70
八王子市	201～209全、212～221全、224～233全、235～254全	1,182.70

(5) 木材生産機能

単位 面積 : ha

市町村	森林の所在(林小班)	面積
総数		898.14
八王子市	201い ₁ 、ろ ₁ ～へ 202い ₁ ～ち、ぬ 203い ₁ ～い ₉ 、ろ～ほ 204全、205全 206い ₁ ～ほ、ぬ 207い 208い～に ₁ 、ほ 209い ₁ ～い ₄ 、ほ、と 212い～は 213全、214全 215い～は 216全 217い～ち 218い～ほ、と、ち 219い ₁ ～は、ほ 220い、ろ、ほ～ち 221い～ち 225い ₁ ～ろ、に 226い ₁ ～い ₅ 227い ₁ 、い ₂ 、は～る 228ろ ₁ ～ろ ₄ 229ろ ₁ ～ろ ₆ 230い ₁ ～い ₃ 231ろ ₁ ～は 232い ₁ 、い ₂ 、に、ほ、と ₁ ～と ₃ 233い ₁ 、い ₂ 、は ₁ ～へ 238い ₁ 、い ₂ 、へ、ぬ～わ 241は ₁ ～は ₂ 245全 246い ₁ ～は、ほ ₁ ～ぬ 247い～ほ、と～り、る～よ 248い ₁ ～ろ ₁ 、は ₁ ～へ 249い ₁ ～へ、ち ₁ ～ち ₂ 、ぬ～よ 250い ₁ ～い ₄ 、は～へ 251い ₁ ～い ₁₂ 、は～と 252全 253い～へ、り～か 254全、	898.14

別表2 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

単位 面積：ha

区 分		現 況	計画期末	参 考 (現 況)		
				水 土	共 生	循 環
面 積	育成単層林	811	460	162	558	91
	育成複層林	131	482	11	120	—
	天然生林	186	186	—	186	—
森林蓄積 m ³ /ha		289	290			
林道整備率 %		90.8	90.8			

(注 1) 育成単層林、育成複層林及び天然生林において実施される施業の内容については、以下のとおり。

ア 育成単層林においては、森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為*₁により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業（育成単層林施業）。

イ 育成複層林においては、森林を構成する林木を択伐*₂等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層*₃を構成する森林（施業の関係上一時的に単層林となる森林を含む）として成立させ維持する施業（育成複層林施業）。

ウ 天然生林においては、主として天然力を活用することにより成立させ維持する施業（天然生林施業）。

この施業には、国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のための禁伐等を含む。

*1 「人為」とは、植栽、更新補助（天然下種更新のための地表かきおこし、刈払い等）、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したもの。

*2 「択伐」とは、森林内の成熟木を数年～数十年ごとに計画的に繰り返し伐採（抜き伐り）すること。

*3 「複数の樹冠層」は、樹齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより生じるもの。

(注) 2) 現況については、平成22年3月31日現在の数値である。なお、「水土」は水土保持林、「共生」は森林と人との共生林、「循環」は資源の循環利用林を指す。

別表3 伐採立木材積

単位 材積：1,000m³

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	62	61	1	1	1	0	61	60	1

別表4 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区 分	人工造林	天然更新
総 数	6	1

別表5 公益的機能別施業森林の区域

(1) 水土保持林の区域

単位 面積：ha

市町村	森林の所在(林小班)	面積
総数		181.45
八王子市	201全 202い ₁ 、は～ぬ 203全、204全 205い～は、ほ、と	181.45

(2) 森林と人との共生林の区域

単位 面積：ha

市町村	森林の所在(林小班)	面積
総数		907.46
八王子市	206い ₁ 、い ₂ 、ろ～か 207全、208全、209全 212は～ロ 213い～は 214～221全、224～233全、235～240全 241い、ろ 242～251全 252い～ほ、 253い～ぬ、わ～イ 254い～は、ほ～と	907.46

(3) 伐採方法その他施業の方法を特定する必要がある森林の区域

該当なし

別表6 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

単位 延長：m、面積：ha、材積：m³

開設 拡張 別	種 類	位 置 (市町村)	路 線 名	延 長	利 用 区 域		備 考	
					面積	材 積		
						針葉樹		広葉樹
拡張	総 数		11路線	3,120				
	自動車道 (改良)	八王子市	御霊谷	140				路面補修
			城 山	140				〃
			滝ノ沢	660				〃
			板 当	180				〃
			小下沢	520				〃
			蛇 滝	100				〃
			日影沢	340				〃
			高 尾	240				〃
			大垂水	320				〃
			大 平	360				〃
			梅の木平	120				〃

別表7 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

(1) 所在及び面積

単位 面積：ha

所 在		面 積	備 考 (該当する保安林種)
市 町 村	地 区		
総 数		911.53	
八王子市	201、(202)、203、204 (206、207)、208、209 (212、213)、214～217 224～231、235～237、239、240 (241)、242～244、(252～254) (205)、232、233、238 245～251	616.11	水かん
		295.42	土流

(注) 1 地区欄の数字は林班で、() 書きは区域が林班の一部であることを示す。

本表に該当する森林

項 目	略称
水 源 かん 養 保 安 林	水 かん
土 砂 流 出 防 備 保 安 林	土 流

(2) 留意すべき事項

ア 立木の伐採に当たっては、森林のもつ公益的機能を阻害しないよう、伐採方法は極力皆伐を避けるとともに伐採箇所は、小面積分散伐採とするよう努める。

イ 土地の形質の変更は必要最小限にとどめる。なお、変更を行う場合にあっては、その態様に応じて、土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等適切な処置を講ずるなど土地の保全に留意すること。

別表8 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

8-1 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積	備考
総数（実面積）	934	
水源かん養のための保安林	616	
災害防備のための保安林	295	
保健・風致の保存等のための保安林	831	

(注) 総数欄は、保安林の種類ごとの重複関係を除く面積を掲上した。

8-2 計画期間内において、保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

該当なし

8-3 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

該当なし

別表9 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森 林 の 所 在		治 山 事 業	主 な 工 種	備 考
市 町 村	区 域	施 行 地 区 数		
八 王 子 市	233、250、251	3	溪 間 工	
合 計		3		

別表10 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考 (重複制限林)
	市町村	区域(林班)			
水かん	総数		616.11	別表11, 12 のとおり	保健林 429.65 風致林 121.73 国定特1 121.73 国定特2 3.80 国定特3 86.80 県立特3 26.27 鳥獣特保 212.33
	八王子市	201～204 206～209 212～217 224～231 235～237 239～244 252～254	616.11		
土砂流出	総数		295.42	別表11, 12 のとおり	保健林 256.65 国定特1 5.99 国定特2 38.97 国定特3 161.66 県立特3 50.03 鳥獣特保 182.40
	八王子市	205 232～233 238 245～251	295.42		
保健林	総数		708.80	別表11, 12 のとおり	水かん 429.65 土砂流出 256.65 風致林 121.73 国定特1 127.72 国定特2 42.77 国定特3 248.46 県立特1 22.50 県立特3 67.04 鳥獣特保 394.73 史名天 0.27
	八王子市	206～209 212～217 224～233 235～251	708.80		
風致林	総数		121.73	別表11, 12 のとおり	水かん 121.73 保健林 121.73 国定特1 121.73 鳥獣特保 121.73
	八王子市	235～237 239～244	121.73		
国定特1	総数		129.95	別表13 のとおり	水かん 121.73 土砂流出 5.99 保健林 127.72 風致林 121.73 鳥獣特保 129.95
	八王子市	235～244	129.95		
国定特2	総数		46.22	別表13 のとおり	水かん 3.80 土砂流出 38.97 保健林 42.77 鳥獣特保 46.22
	八王子市	225、228～229 245～248	46.22		

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法	備 考 (重複制限林)
	市 町 村	区 域 (林 班)			
国定特3	総 数		266.74	別紙13 のとおり	水かん 86.80 土砂流出 161.66 保健林 248.46 鳥獣特保 241.56
	八王子市	225～233、238 241、245、 247～249	266.74		
県立特1	総 数		22.50	別紙13 のとおり	保健林 22.50 史名天 0.27
	八王子市	206、207	22.50		
県立特3	総 数		82.67	別紙13 のとおり	水かん 26.27 土砂流出 50.03 保健林 67.04
	八王子市	206、219、250 251、253	82.67		
鳥獣特保	総 数		417.73	別紙14 のとおり	水かん 212.33 土砂流出 182.40 保健林 394.73 風致林 121.73 国定特1 129.95 国定特2 46.22 国定特3 241.56
	八王子市	225～233 235～248	417.73		
史名天	総 数		0.27	別紙14 のとおり	保健林 0.27 県立特1 0.27
	八王子市	206、207	0.27		

本表に用いた略称

略 称	正 式 名 称	略 称	正 式 名 称
水 かん	水 源 かん 養 保 安 林	国立特3	国 定 公 園 第 3 種 特 別 地 域
土砂流出	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	県立特1	県 立 自 然 公 園 第 1 種 特 別 地 域
保 健 林	保 健 保 安 林	県立特3	県 立 自 然 公 園 第 3 種 特 別 地 域
風 致 林	保 健 保 安 林	鳥獣特保	鳥 獣 保 護 区 特 別 保 護 地 区
国定特1	国 定 公 園 第 1 種 特 別 地 域	史名天	史 跡 名 勝 天 然 記 念 物
国定特2	国 定 公 園 第 2 種 特 別 地 域		

別表11 保安林の指定施業要件

事 項	基 準
1 伐採の方法	<p>(1) 主伐に係るもの</p> <p>ア 水源のかん養又は風害、干害若しくは霧害の防備をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として、伐採種を指定しない。</p> <p>イ 土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備、水害、潮害若しくは雪害の防備、魚つき、航行の目標の保存、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として、択伐による。</p> <p>ウ なだれ若しくは落石の危険の防止若しくは火災の防備をその指定の目的とする保安林又は保安施設地区内の森林にあつては、原則として、伐採を禁止する。</p> <p>エ 伐採の禁止を受けない森林につき伐採をすることができる立木は、原則として、標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(2) 間伐に係るもの</p> <p>ア 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林にあつては、伐採をすることができる箇所は、原則として、農林水産省令が定めるところにより算出される樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。</p> <p>イ 主伐に係る伐採の禁止を受ける森林にあつては、原則として、伐採を禁止する。</p>
2 伐採の限度	<p>(1) 主伐に係るもの</p> <p>ア 同一の単位とされる保安林等においては伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、原則として、当該同一の単位とされる保安林等のうちこれに係る伐採の方法として択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積の合計に相当する数を、農林水産省令で定めるところにより、当該指定の目的を達成するため相当と認められる樹種につき当該指定施業要件を定める者が標準伐期齢を基準として定める伐期齢に相当する数で除して得た数に相当する面積を超えないものとする。</p> <p>イ 地形、気象、土壌等の状況により特に保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる1箇所当たりの面積の限度は、農林水産省令で定めるところによりその保安機能の維持又は強化を図る必要の程度に応じ当該指定施業要件を定める者が指定する面積とする。</p> <p>ウ 風害又は霧害の防備をその指定の目的とする保安林における皆伐による伐採は、原則として、その保安林のうちその立木の全部又は相当部分がおおむね標準伐期齢以上である部分が幅20メートル以上にわた</p>

事 項	基 準
3 植 栽	<p>り帯状に残存することとなるようにするものとする。</p> <p>エ 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に農林水産省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。</p> <p>(2) 間伐に係るもの</p> <p>伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る第1号(2)イの樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積を超えないものとする。</p> <p>(1) 方法に係るもの</p> <p>満1年生以上の苗を、おおむね、1ヘクタール当たり伐採跡地につき的確な更新を図るため必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。</p> <p>(2) 期間に係るもの</p> <p>伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>(3) 樹種に係るもの</p> <p>保安機能の維持又は強化を図り、かつ、経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件を定める者が指定する樹種を植栽するものとする。</p>

(注) 第3の事項は、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地につき定めるものとする。

別表12 保安林の種類別の伐採方法

保安林の種類	伐 採 の 方 法
水源かん養 保安林	<p>1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、又は流出するおそれがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐（その程度が特に著しいと認められるものにあつては、禁伐）</p> <p>2 その他の森林にあつては、伐採種を定めない。</p>
土砂流出防備 保安林	<p>1 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあつては禁伐</p> <p>2 地盤が比較的安定している森林にあつては、伐採種を定めない。</p> <p>3 その他の森林にあつては、択伐</p>
保健保安林	<p>1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐</p> <p>2 地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設又は眺望点からの視界外にあるものにあつては、伐採種を定めない。</p> <p>3 その他の森林にあつては、択伐</p>
風致保安林	<p>1 風致の保存のため特に必要があると認められる森林にあつては、禁伐</p> <p>2 その他の森林にあつては、択伐</p>

別表13 自然公園区域内における森林の施業

特別地域の区分	施業の方法
第1種特別地域	<p>1 禁伐とする。ただし、風致の維持に支障のない場合に限り、単木択伐法を行うことができる。</p> <p>2 単木択伐法は、次の規定により行う。</p> <p>(1) 伐期齢は、標準伐期齢（森林法（昭和26年法律第249号）第5条第2項第3号に規定する標準伐期齢をいう。）に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。</p> <p>(2) 択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。</p>
第2種特別地域	<p>1 択伐法によるものとする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り、皆伐法によることができる。</p> <p>2 公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）は、原則として単木択伐法によるものとする。</p> <p>3 伐期齢は、標準伐期齢（森林法（昭和26年法律第249号）第5条第2項第3号に規定する標準伐期齢をいう。）に見合う年齢以上とする。</p> <p>4 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては、60%以内とする。</p> <p>5 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合、県知事は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。</p> <p>6 特に指定した風致樹については、保育及び保護に努めること。</p> <p>7 皆伐法による場合、その伐区は次のとおりとする。</p> <p>(1) 1伐区の面積は2ヘクタール以内とする。ただし、疎密度3より多く、保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合、伐区面積を増大することができる。</p> <p>(2) 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することは出来ない。この場合においても、伐区は努めて分散させなければならない。</p>
第3種特別地域	<p>全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。</p>

別表14 原生自然環境保全地域等の森林の施業

区 分	施 業 の 方 法
史 跡 名 勝 天 然 記 念 物	「文化財保護法」（昭和25年5月30日法律第214号）及び同施行令（昭和50年9月9日政令第267号）
鳥 獣 保 護 区 特 別 保 護 地 区	「鳥獣保護区内の森林施業について」（昭和39年1月17日付け38林野計第1043号）